LeeZhao
www.leezhao.com

里兆法律资讯 Leezhao Newsletters

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层
29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China
Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的"里兆法律资讯"栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

Issue 314·2012/09/22～2012/10/05

目录
（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、相关新法令、新政策

- 关于促进外贸稳定增长的若干措施............ 2
- 关于取消和免收进出口环节有关行政事业性收费的通知.. 3
- 支付机构预付卡业务管理办法.................... 4
- 单用途商业预付卡管理办法（试行）......... 5
- 关于进一步扶持新型显示器件产业发展有关税收优惠政策的通知............................. 5
- 节能产品惠民工程高效节能台式微型计算机推广实施细则... 6
- 证券投资基金管理公司管理办法（修订）.... 6
- 关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的实施意见（上海）...................... 6
- 关于江苏省营业税改征增值税试点增值税纳税申报有关事项的公告（江苏）.............. 8

二、相关新信息

- "十二五"时期服务业发展的重点任务和重点领域.. 8
- 最高院指导案例：小股东未履行清算义务，应对公司债务承担连带责任....................... 9

目次
（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、関連する新法令、新政策

- 対外貿易の安定した増長を促進するための若干の措置.. 2
- 輸出入段階の行政関連事業費用取消および免除に関する通知....................................... 3
- 支払機関プリペイドカード業務管理弁法............ 4
- 単一用途商業プリペイドカード管理弁法（試行） 5
- 新型ディスプレイ産業発展を更に支援する租税優遇政策に関する通知................................ 5
- 省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率・省エネのディスクトップ型マイクロコンピューター普及実施細則.. 6
- 証券投資基金管理公司管理弁法（改正）...... 6
- 「上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定」についての実施意見（上海）...... 6
- 江蘇省の営業税の増値税への一本化試行における増値税納税申告関係事項についての公告（江蘇）.. 8

二、関連する新着情報

- 「第十二次五ヶ年計画」期間中のサービス業発展の重点任務および重点分野........................ 8
- 最高人民法院の指導判例：小株主が清算義務を履行していない場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない.................... 9

一、相关新法令、新政策

- 关于促进外贸稳定增长的若干措施

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2012 年第 45 号
【发布日期】2012-09-27
【内容提要】为贯彻落实《关于促进外贸稳定增长的若干意见》，海关总署制定了若干措施，包括：

改进海关监管和服务
▪ 继续扩大关检"一次申报（一单两报）、一次查验（共同查验检疫）、一次放行（联网出证放行）"试点范围，作业环节由串联改为并联，提高口岸通关效率。 ▪ 在不同关区的海关特殊监管区域间和监管场所间建立多式联运流转货物监管模式。
加快业务改革步伐
▪ 全面推开分类通关改革。2012 年 10 月 01 日前实现分类通关全覆盖（全国海关和进出口全领域）。 ▪ 加快推进通关无纸化改革。逐步取消纸质报关单及随附单证。 ▪ 扩大"属地申报、口岸验放"的适用范围。2012 年 11 月 15 日前，放宽至一年内无走私违规记录、资信良好的 B 类生产型出口企业。 ▪ 调整企业分类标准。将 AA 类企业评定标准从年出口值 3000 万美元（中西部 1000 万美元）下调为 50 万美元。
降低企业通关成本
▪ 减少进出口环节收费。 ➢ 从 2012 年 10 月 01 日起，停止收取进出口货物纸质报关单证明联（进口付汇用、出口收汇用）和出口报关单退税联打印费、报关单条码费和海关监管手续费。 ➢ 加快办理取消 ATA 单证册调整费和货物行李物品保管费 2 个收费项目的工作进程。 ▪ 优化税收征管方式。 ➢ 2012 年 09 月底完成长三角地区税费电子支付系统的推广和切换，年底前完成全国税费电子支付系统的推广和切换。 ➢ 加快制定《〈海关事务担保条例〉实施办法》，运用保金、保函等多种方式为企业办理海关事务担保，对于符合条件的企业，给予免担保待遇。 ▪ 提高案件办理效率。对无主观故意、违法情节轻微、危害后果不大的案件从快处理。

一、関連する新法令、新政策

- 対外貿易の安定した増長を促進するための若干の措置

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2012 年第 45 号
【発 布 日】2012-09-27
【概　　要】「対外貿易の安定した増長を促進することについての若干の意見」の遂行を貫徹するため、税関総署は若干の措置を制定した。それには次の内容が含まれる。

税関監督管理およびサービスを改善する
▪ 通関検査における「一回の申告（一通の書類で二度の申告）、一回の検査（共同検査検疫）、一回の通関許可（オンライン証書による通関許可）」試行範囲を引き続き拡大し、作業段階での直列型進行方式を並列型進行方式に改め、検問所の通関効率を引き上げる。 ▪ 異なる管轄区の税関特殊監督管理区域および監督管理場所との間の多様な複合一環輸送の流通貨物監督管理モデルを構築する。
業務改革の足取りを加速させる
▪ 分類通関改革を全面的に推進する。2012 年 10 月 1 日までに分類通関の全域普及を実現させる（全国税関および輸出入の全域）。 ▪ 通関ペーパレス化改革の普及を加速させる。紙媒体の通関書類および付随ドキュメントを徐々に廃止する。 ▪ 「管轄地申告、検問所での通関」の適用範囲を拡大する。2012 年 11 月 15 日までに、1 年以内に密輸・規則違反記録がなく、信用が良好である B 類生産型輸出企業にまで緩和する。 ▪ 企業分類基準を調整する。AA 類企業の評定基準を年間輸出値 3000 万米ドル（中西部 1000 万米ドル）から 50 万米ドルに引き下げる。
企業通関コストを引き下げる
▪ 輸出入段階での費用徴収項目を減らす。 ➢ 2012 年 10 月 1 日から、輸出入貨物の紙媒体通関書類の証明控（輸入時の外貨支払用、輸出時の外貨受領用）および輸出通関書類の払戻税控のプリントアウト代、通関書類のバーコード費用および税関監督管理手続き費用の徴収を停止する。 ➢ ATA カルネの調整費用および貨物荷物物品保管費用の 2 つの費用徴収項目の廃止作業の進捗を加速させる。 ▪ 租税の徴収管理方式を最適化する。 ➢ 2012 年 9 月末までに長江デルタ地域の税金費用電子決済システムの普及および切替を完成させ、年末までに全国税金費用電子決済システムの普及および切替を完成させる。 ➢ 「『税関業務保証条例』実施弁法」の制定を加速し、保証金・保証状などの多様な方式を運用し企業のための税関業務保証を行い、条件を満たす企業に対しては、保証免除の待遇を与える。

 • All rights reserved.

简化保税监管手续
▪ 进一步简化加工贸易内销手续。 ➢ 支持海关特殊监管区域内企业开展自产内销货物返区维修业务。 ➢ 对 B 类及以上企业实施“内销集中办理纳税手续”措施。企业在提供有效担保条件下，可在内销当月办理集中纳税手续。 ▪ 进一步简化保税监管手续。 ➢ 简化海关特殊监管区域二线进出区手续，扩大进出区“两单一审”业务改革试点范围。 ➢ 开展保税仓库及出口监管仓“两仓整合”试点，实现两仓政策叠加。 ➢ 研究出台支持集成电路设计企业发展的具体措施，鼓励企业创新发展。 ➢ 进一步简化联网监管企业核销手续，从企业 ERP 系统中提取工单数据，利用工单简化电子账册的报核。
提高监管质量
▪ 完善运输工具、舱单、监管场所、查验“四位一体”的物流监控体系建设。 ▪ 在 2012 年年底前使所有 AA 类企业在全国各个口岸现场享受同样的通关便利。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info390518.htm

▪ 案件処理の効率を引き上げる。主観的故意がなく、違法の情状が軽微であり、危害の影響が大きくない案件に対しては、早めに処理する。
保税監督管理手続を簡素化する
▪ 加工貿易の国内販売手続を一層簡素化する。 ➢ 税関特殊監督管理区域内の企業が自社製造し国内販売する貨物を区域に戻して補修業務を行うことを支持する。 ➢ B 類およびそれ以上の企業に対しては、「国内販売集中納税手続」措置を実施する。企業は有効な保証を提供するという前提のもと、国内販売した当月に納税手続を集中して行うことができる。 ▪ 保税監督管理手続を一層簡素化する。 ➢ 税関特殊監督管理区域と国内間の出入り手続を簡素化し、区を出入りする「2 回の申告を 1 本化する」業務改革試行範囲を拡大する。 ➢ 保税倉庫および輸出監督管理倉庫の「二倉庫統合」試行を実施し、二倉庫政策の堆積を実現する。 ➢ 集積回路設計企業の発展を支援する具体的な措置の公布を検討し、企業のイノベーション発展を奨励する。 ➢ オンライン監督管理企業の照合抹消手続を一層簡素化し、企業のERP システムから作業指示書データを読み取り、作業指示書を利用して、電子帳簿の審査を簡素化する。
監督管理の質を高める
▪ 輸送道具、積荷明細書、監督管理場所、検査の「四位一体」の物流モニタリングシステムの建設を整備する。 ▪ 在 2012 年年末までに、すべての AA 類企業が全国の各検問所の現場にて同様の通関の利便が受けられるようにする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info390518.htm

● 关于取消和免收进出口环节有关行政事业性收费的通知

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会
【发布文号】财综〔2012〕71 号
【发布日期】2012-09-18
【内容提要】根据该通知：

- 自 2012 年 10 月 01 日起，取消海关监管手续费；
- 自 2012 年 10 月 01 日起至 2012 年 12 月 31 日，对所有出入境货物、运输工具、集装箱及其他法定检验检疫物免收出入境检验检疫费（不包括对出入境人员预防接种和体检收取的费用，以及企事业单位承担与出入境检验检疫有关的商业性自愿委托检测和鉴定、出入境检疫处理、动物免疫接种工作收取的费用）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

● 輸出入段階の行政関連事業費用取消および免除に関する通知

【発布機関】財政部、国家発展改革委員会
【発布番号】財綜〔2012〕71 号
【発 布 日】2012-09-18
【概　　要】本通知によると以下の通りである。

- 2012 年 10 月 1 日より、税関監督管理手続き費用を取り消す。
- 2012 年 10 月 1 日より 2012 年 12 月 31 日までの期間において、全ての出入国貨物、輸送用具、コンテナおよびその他の法定検査検疫物の出入国検査検疫費用を免除する（出入国人員に対する予防接種、健康診断の関連費用、および企業事業機関による出入国検査検疫関連の商業性、自由意志での委託検査および鑑定、出入国検疫処理、動物免疫接種作業の費用は除く）。

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.

http://www.gov.cn/zwgk/2012-09/27/content_2234215.htm

- 支付机构预付卡业务管理办法

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】中国人民银行公告〔2012〕第 12 号
【发布日期】2012-09-27
【实施日期】2012-11-01
【内容提要】根据该办法：

预付卡的定义
预付卡，是指发卡机构以特定载体和形式发行的、可在发卡机构之外购买商品或服务的预付价值。
预付卡的限额
发卡机构发行的预付卡应当以人民币计价，单张记名预付卡资金限额不超过 5000 元，单张不记名预付卡资金限额不超过 1000 元。
购买实名制
▪ 个人或单位购买记名预付卡或一次性购买不记名预付卡 1 万元以上的，应当使用实名并提供有效身份证件。 ▪ 代理他人购买预付卡的，发卡机构应当采取合理方式确认代理关系，并留存代理人和被代理人的有效身份证件的复印件或影印件。
非现金结算
▪ 单位一次性购买预付卡 5000 元以上，个人一次性购买预付卡 5 万元以上的，应当通过银行转账等非现金结算方式购买，不得使用现金。付款人银行账户名称和购卡人名称应当一致。 ▪ 购卡人不得使用信用卡购买预付卡。

【备　　注】中国人民银行还发布了《关于进一步加强预付卡业务管理的通知》（银发〔2012〕234 号），对支付机构提出以下要求：

- 全面落实购卡实名登记制度、非现金购卡制度和限额发行制度，严格按照规定开具发票；
- 依法履行相关义务，对持卡人身份信息、购卡信息和交易信息予以严格保密，采取强化系统安全保障、加强商户管理及信息安全教育等措施，防止持卡人信息泄露和滥用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2012/20120927182623457173855/20120927182623457173855_.html

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-09/27/content_2234215.htm

- 支払機関プリペイドカード業務管理弁法

【発布機関】中国人民銀行
【発布番号】中国人民銀行公告〔2012〕第 12 号
【発 布 日】2012-09-27
【施 行 日】2012-11-01
【概　　要】本弁法によると以下の通りである。

プリペイドカードの定義
プリペイドカードとは、カード発行機関が特定のキャリアおよび形式にて発行する、カード発行機関以外から商品または役務を購入することのできる前払分価値をいう。
プリペイドカードの限度額
カード発行機関が発行するプリペイドカードは、人民元にて価格計算し、1 枚の記名式プリペイドカードの資金限度額は 5000 元とし、1 枚の無記名式プリペイドカードの資金限度額は 1000 元とする。
実名による購入制
▪ 個人または法人が記名式プリペイドカードを購入しまたは無記名式プリペイドカードを 1 万元分以上一括して購入する場合は、必ず実名を使用し且つ有効な本人証明書を呈示しなければならない。 ▪ 他人を代理してプリペイドカードを購入する場合、カード発行機関は適切な方法によりその代理関係を確認し、且つ代理人と被代理人の有効な本人証明書のコピーまたは印影を控えておかなければならない。
非現金決済
▪ 法人がプリペイドカードを 5000 元分以上一括して購入する場合、個人がプリペイドカードを 5 万元分以上一括して購入する場合、銀行振込などの非現金決済方式により購入しなければならず、現金を使用してはならない。支払人の銀行口座名義とカード購入者の名称は一致していなければならない。 ▪ カード購入者はクレジットカードを使用してプリペイドカードを購入してはならない。

【備　　考】中国人民銀行は、さらに「プリペイドカード業務管理を一層強化することについての通知」（銀発〔2012〕234 号）を発布し、支払機関に対して以下の要求を行っている。

- カード購入実名登記制度、非現金カード購入制度および限度額発行制度を全面的に遂行し、厳格に規定に基づき発票を発行する。
- 法に依拠して係る義務を履行し、カード所持者の本人証明情報、カード購入情報および取引情報を厳格に秘密保持し、システムセキュリティ保障を強化し、取扱業者管理および情報安全教育を強化するなどの措置を講じ、カード所持者の情報の漏洩と濫用を防止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2012/20120927182623457173855/20120927182623457173855_.html

All rights reserved.

● 单用途商业预付卡管理办法（试行）

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部令 2012 年第 9 号
【发布日期】2012-09-21
【实施日期】2012-11-01
【内容提要】根据该办法：从事零售业、住宿和餐饮业、居民服务业的企业法人，在按照该办法向主管商务部门办理备案之后，可开展单用途商业预付卡业务。
【备　　注】“单用途商业预付卡”简称“单用途卡”，是指相关企业发行的，仅限于在本企业或本企业所属集团或同一品牌特许经营体系内兑付货物或服务的预付凭证，包括实体卡和虚拟卡。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201209/20120908362416.html

● 単一用途商業プリペイドカード管理弁法（試行）

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部令 2012 年第 9 号
【発 布 日】2012-09-21
【施 行 日】2012-11-01
【概　　要】本弁法によると、小売業、宿泊および外食産業、住民サービス業に従事する企業法人は、本弁法に基づき主管商務部門にて届出を行った後、単一用途商業プリペイドカード業務を取扱うことができる。
【備　　考】「単一用途商業プリペイドカード」は、「単一用途カード」と呼ばれ、関係企業が発行した、本企業または本企業の所属するグループまたは同一ブランドのライセンス経営システム内に限り、商品または役務に引き換えることのできるプリペイドカードをいい、実体としてのカードとバーチャルなカードを含む。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201209/20120908362416.html

● 关于进一步扶持新型显示器件产业发展有关税收优惠政策的通知

【发布单位】财政部、海关总署、国家税务总局
【发布文号】财关税〔2012〕16 号
【发布日期】2012-04-09
【实施期间】2012-01-01 至 2015-12-31
【内容提要】该通知规定了针对新型显示器件（包括薄膜晶体管液晶[TFT-LCD]、等离子[PDP]、有机发光二极管[OLED]）产业的税收优惠政策，并发布了《关于新型显示器件面板生产企业进口物资税收政策的暂行规定》（以下简称“《暂行规定》”）。简要介绍如下：

新型显示器件面板生产企业可享受的优惠政策
▪ 进口国内不能生产的自用生产性（含研发用）原材料和消耗品，免征进口关税，照章征收进口环节增值税； ▪ 进口建设净化室所需国内尚无法提供（即国内不能生产或性能不能满足）的配套系统以及维修生产设备所需零部件，免征进口关税和进口环节增值税。
新型显示器件产业上游的关键原材料、零部件的生产企业可享受的优惠政策
▪ 进口国内不能生产的自用生产性原材料、消耗品，免征进口关税（待财政部会同有关部门共同确定）。操作程序比照《暂行规定》执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201209/t20120921_684121.html

● 新型ディスプレイ産業発展を更に支援する租税優遇政策に関する通知

【発布機関】財政部、税関総署、国家税務総局
【発布番号】財関税〔2012〕16 号
【発 布 日】2012-04-09
【施行期間】2012-01-01 から 2015-12-31 まで
【概　　要】本通知は、新型ディスプレイ（薄膜トランジスタ液晶[TFT-LCD]、プラズマ[PDP]、有機発光ダイオード[OLED]を含む）産業に対する租税優遇政策を定め、且つ「新型ディスプレイモニター生産企業の輸入物資租税政策に関する暫定規定」（以下『暫定規定』という）を発布した。以下、簡潔に紹介する。

新型ディスプレイモニター生産企業が受けられる優遇政策
▪ 国内で生産できない自社生産用（研究開発用を含む）原材料および消耗品を輸入する場合、輸入関税を免除するが、輸入増値税は規則どおり徴収する。 ▪ クリーンルームの建設に必要となる、国内では依然として提供できない（即ち、国内では生産できずまたは性能が一定基準を満たせない）関連システムおよび生産設備の補修に必要な部品を輸入する場合、輸入関税と輸入増値税は免除する。
新型ディスプレイ産業の川上の主要な原材料、部品の生産企業が受けられる優遇政策
▪ 国内では生産できない自社生産用原材料、消耗品を輸入する場合、輸入関税を免除する（財政部門が関係部門と共同で確定する）。取扱手順は、「暫定規定」に準じる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201209/t20120921_684121.html

- [节能产品惠民工程高效节能台式微型计算机推广实施细则]

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会、工业和信息化部
【发布文号】财建〔2012〕702 号
【发布日期】2012-09-24
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-09/24/content_2231950.htm

- [省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率・省エネのディスクトップ型マイクロコンピューター普及実施細則]

【発布機関】財政部、国家発展改革委員会、工業および情報化部
【発布番号】財建〔2012〕702 号
【発 布 日】2012-09-24
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-09/24/content_2231950.htm

- [证券投资基金管理公司管理办法（修订）]

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 84 号
【发布日期】2012-09-20
【实施日期】2012-11-01
【内容提要】此次修订内容包括：

- 把同业竞争限定在“公募基金或者类似公募的证券资产管理业务”范围内；
- 放开了主要股东持股比例上限；
- 要求基金公司的主要股东及其关联方持股超过 50%的，与上述股东有关联关系的董事不得超过董事会人数的三分之一；
- 取消了对持股 5%以下股东的审核。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201209/t20120927_215406.htm

- [証券投資基金管理公司管理弁法（改正）]

【発布機関】中国証券監督管理委員会
【発布番号】中国証券監督管理委員会令第 84 号
【発 布 日】2012-09-20
【施 行 日】2012-11-01
【概　　要】この度の改正には次の内容が含まれる。

- 同業における競争は「公募ファンドまたは公募に類似する証券資産管理業務」範囲内に限定する。
- 主な株主の持ち株比率上限を緩和する。
- ファンド会社の主な株主およびその関連当事者の持ち株比率が 50%を超えた場合、上記の株主と関連性のある董事は董事会人数の 3 分の 1 を超えてはならないことが要求された。
- 持ち株比率 5%以下の株主に対する審査を廃止した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201209/t20120927_215406.htm

- [关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的实施意见（上海）]

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办发〔2012〕51 号
【发布日期】2012-08-08
【实施期间】2012-07-28 至 2017-06-30
【内容提要】该实施意见在《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》基础上，从财政资助与奖励、简化出入境手续、简化外籍人员就业许可手续、提供通关便利等方面对给予跨国公司地区总部的优惠政策做了进一步的明确和细化。其中，财政资助与奖励部分，简要介绍如下：

开办资助
2008 年 07 月 07 日以后在上海市注册或迁入上海市、以投资性公司形式设立的地区总部，且员工数在 10 人以上的，给予 500 万元人民币开办资助（自注册或迁入的下一年度起，分三年按 40%、30%、30%的比例发放）。

- [「上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定」についての実施意見（上海）]

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁発〔2012〕51 号
【発 布 日】2012-08-08
【施行期間】2012-07-28 から 2017-06-30 まで
【概　　要】本実施意見は、「上海市が多国籍会社による地域本部の設立を奨励する規定」をベースに、財政上の補助およびインセンティブ、出入国手続の簡素化、外国籍人員の就業許可手続の簡素化、通関の利便の提供などの方面で多国籍会社の地域本部に対する優遇政策を更に明確にし、詳細化している。その中で、財政上の補助およびインセンティブ部分について、以下、簡潔に紹介する。

設立の経済補助
2008 年 7 月 7 日以降に上海市に登録しまたは上海市に転入し、投資性会社の形式で設立した地域本部であり、従業員数が 10 名以上である場合、500 万元の設立の経済補助を与える（登録しまたは転入した翌年度から、3 年間に亘り 1 年ごとに 40%、30%、30%の比率に応じて支給する）。

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.

租房资助

2008年07月07日以后在上海市注册或迁入上海市、且员工数在10人以上的跨国公司地区总部，可获得以下资助：

- 租赁自用办公用房的，以不超过1000平方米办公面积、每平方米每天不超过8元人民币的标准，按租金的30%给予三年资助；
- 购建自用办公用房的，按租房资助的同等标准的三年总额，给予一次性资金资助。

奖励（分三年按40%、30%、30%的比例发放）

- 2008年07月07日以后认定为国家级跨国公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过10亿元人民币的投资性公司，或2008年07月07日以前认定为国家级跨国公司地区总部，且自2008年起年营业额首次超过10亿元人民币的投资性公司，给予1000万元人民币的一次性奖励。
- 2008年07月07日以后认定为管理性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过5亿元人民币的，或2008年07月07日以前认定为管理性公司地区总部，且自2008年起的年营业额首次超过5亿元人民币的，给予500万元人民币的一次性奖励。
- 2012年01月01日以后认定为投资性公司地区总部，且自认定年度起的年营业额首次超过10亿元人民币的，或2012年01月01日以前认定的投资性公司地区总部，且自2012年起的年营业额首次超过10亿元人民币的，给予500万元人民币的一次性奖励。

对跨国公司地区总部提升能级的资助

- 在上海市新设立的跨国公司亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于50人，且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得800万元人民币的开办资助，分三年按40%、30%、30%的比例发放。
- 已设立的跨国公司地区总部升级为亚洲区、亚太区或更大区域的总部，员工人数不少于50人且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得300万元人民币的一次性资助。

对投资性公司地区总部整合股权的资助

- 对上海市需要重点引进的投资性公司地区总部因其内部股权整合而产生的成本和费用，经上海市商务委员会、财政局和相关部门审定后，给予适当资助。

【备　注】自实施意见施行之日起，2008年11

不動産賃貸の経済補助

2008年7月7日以降に上海市に登録しまたは上海市に転入し、従業員数が10名以上の多国籍会社の地域本部は、以下の経済補助を獲得することができる。

- 自社用のオフィスを賃借する場合、オフィス面積1000平米を超えない範囲で、1平米あたり8元/日を超えない基準で、賃貸借料の30%に基づき、経済補助を支給し、その支給期間は3年間である。
- 自社用オフィスを購入・建設する場合、不動産賃貸の経済補助と同等の基準の3年間の総額に基づき、経済補助を一時金として与える。

インセンティブ（3年間に亘り、40%、30%、30%の比率に応じて支給する）

- 2008年7月7日以降に、国家級多国籍会社の地域本部と認定され、且つ認定された年度からの年間営業額が初めて10億元を超えた投資性会社、または2008年7月7日以前に国家級多国籍会社の地域本部と認定され、且つ2008年からの年間営業額が初めて10億元を超えた投資性会社に対して、1000万元のインセンティブを一時金として支給する。
- 2008年7月7日以降に管理性会社の地域本部と認定され、且つ認定された年度からの年間営業額が初めて5億元を超えた、または2008年7月7日以前に管理性会社の地域本部と認定され、且つ2008年度からの年間営業額が5億元を超えた場合、500万元のインセンティブを一時金として支給する。
- 2012年1月1日以降に投資性会社の地域本部と認定され、且つ認定された年度からの年間営業額が初めて10億元を超えた、または2012年1月1日以前に認定された投資性会社の地域本部であり、且つ2012年からの年間営業額が初めて10億元を超えた場合、500万元のインセンティブを一時金として支給する。

多国籍会社の地域本部に対する能力等級引き上げの経済補助

- 上海市に新設した多国籍会社のアジアエリア、アジア太平洋エリア、またはより広範囲のエリアの本部であり、従業員数が50名を下回らず、且つ親会社から任命された法定代表者および本部の職能に関する主な高級管理職者が上海に常駐して就業する場合、800万元の設立の経済補助を獲得でき、3年間に亘り1年ごとに40%、30%、30%の比率に応じて支給する。
- すでに設立した多国籍会社の地域本部がアジアエリア、アジア太平洋エリア、またはより広範囲のエリアの本部にグレードアップし、従業員数が50名を下回らず、且つ親会社から任命された法定代表者および本部の職能に関する主な高級管理職者が上海に常駐して就業する場合、300万元のインセンティブを一時金として獲得することができる。

投資性会社の地域本部の持分統合に対する経済補助

- 上海市が重点的に導入する必要のある投資性会社の地域本部がその内部の持分統合のために発生するコストおよび費用については、上海市商務委員会、財政局および関係部門による審査を受けた後、適度に経済補助を与える。

【備　考】実施意見の施行日から、2008年11月15

月 15 日印发的《关于<上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定>若干实施意见》同时废止。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/n30742/n30744/u26ai33156.html

● 关于江苏省营业税改征增值税试点增值税纳税申报有关事项的公告（江苏）

【发布单位】江苏省国家税务局
【发布文号】江苏省国家税务局 2012 年第 6 号
【发布日期】2012-09-21
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.jsgs.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=11352

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● “十二五”时期服务业发展的重点任务和重点领域

日前，国务院常务会议明确发展服务业是中国产业结构优化升级的战略重点，并确定了“十二五”时期服务业发展的重点任务和重点领域，部分内容摘录如下：

重点任务
▪ 加快发展金融、交通运输、科技、商务、工程咨询、人力资源服务和节能环保服务等生产性服务行业。 ▪ 大力发展服务贸易，推动重点行业服务出口。扩大服务业利用外资领域，提高利用外资的质量和水平。扩大服务业国际交流与合作。 ▪ 放宽市场准入，鼓励和引导各类资本投向服务业。
重点领域
▪ 现代物流、高技术服务、文化产业、电子商务、旅游业、设计咨询、健康和养老服务、农村服务、海洋服务和其他新兴产业、新型业态等。

（摘自中国政府网；2012 年 09 月 26 日发布）

日に発布された「『上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定』についての若干の実施意見」は同時に廃止される。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/n30742/n30744/u26ai33156.html

● 江蘇省の営業税の増値税への一本化試行における増値税納税申告関係事項についての公告（江蘇）

【発布機関】江蘇省国家税務局
【発布番号】江蘇省国家税務局 2012 年第 6 号
【 発 布 日 】2012-09-21
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.jsgs.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=11352

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「第十二次五ヶ年計画」期間中のサービス業発展の重点任務および重点分野

先頃、国務院常務会議は、サービス業を発展させることは、中国の産業構造の最適化グレードアップにおける戦略的重点であることを明確にし、且つ「第十二次五ヶ年計画」期間中のサービス業を発展させる重点任務と重点分野を確定した。一部内容を以下の通り抜粋する。

重点任務
▪ 金融、交通輸送、科学技術、商務、工事コンサルティング、人的資源サービスおよび省エネ環境保全サービスなどの生産型サービス業種の発展を加速させる。 ▪ サービス貿易を大きく発展させ、重点業種のサービスの輸出を推進する。サービス業における外資利用分野を拡大し、外資を利用する質と水準を引き上げる。サービス業の国際交流および提携を拡大する。 ▪ 市場の参入を緩和し、各種資本がサービス業に向かうよう奨励し、誘導する。
重点分野
▪ 近代物流、ハイテクサービス、文化産業、電子商取引、観光業、設計コンサルティング、健康および養老サービス、農村サービス、海洋サービスおよびその他の新興産業、新型業態など。

（2012 年 9 月 26 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

- 最高院指导案例：小股东未履行清算义务，应对公司债务承担连带责任

Key Point：

1. 有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东，应当依法在公司被吊销营业执照后履行清算义务，不能以其不是实际控制人或者未实际参加公司经营管理为由，免除清算义务。
2. 由于怠于履行清算义务，对公司债权人造成损失的，应当对公司债务承担连带清偿责任。

基本案情：

1. 原告上海存亮贸易有限公司（简称“存亮公司”）向被告常州拓恒机械设备有限公司（简称“拓恒公司”）供应钢材，拓恒公司拖欠货款 1395228.6 元。
2. 由于未年检，拓恒公司已被工商部门吊销营业执照，但到本案审理时仍未组织清算。
3. 被告房恒福、蒋志东和王卫明为拓恒公司的股东，所占股份分别为 40%、30%、30%；蒋志东和王卫明未实际参与拓恒公司的经营管理，并主张拓恒公司实际由大股东房恒福控制、两人无法对其进行清算，两人曾委托律师对拓恒公司进行清算、但因故无法推进清算程序、两人并不存在怠于履行清算义务的情况，等。

法院裁判：

1. 法院审理后认为，存亮公司按约供货后，拓恒公司未能按约付清货款，应当承担相应的付款责任及违约责任。
2. 房恒福、蒋志东和王卫明作为拓恒公司的股东，应在拓恒公司被吊销营业执照后及时组织清算。因三人怠于履行清算义务，导致拓恒公司的主要财产、帐册等均已灭失，无法进行清算，三人应当对拓恒公司的债务承担连带清偿责任。
3. 拓恒公司作为有限责任公司，其全体股东在法律上应一体成为公司的清算义务人。无论蒋志东、王卫明在拓恒公司中所占的股份为多少，是否实际参与了拓恒公司的经营管理等，两人在拓恒公司被吊销营业执照后，都有义务在法定期限内依法对拓恒公司进行清算。
4. 据此，法院判决，拓恒公司偿付存亮公司货款 1395228.6 元及相应的违约金，房恒福、蒋志东和王卫明对拓恒公司的上述债务承担连带清偿责任。

法令链接：

《中华人民共和国公司法》第 20 条、第 184 条

（摘自最高人民法院《关于发布第三批指导性案例的通知》；里兆律师事务所整理编写）

- 最高人民法院の指導判例：小株主が清算義務を履行していない場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない

Key Point：

1. 有限責任会社の株主、株式会社の董事および支配株主は、法に照らして会社が営業許可証を取上げられた後、清算義務を履行しなければならず、自己が実際の支配者でなくまたは会社の経営管理には実際に参加していないことを理由に、清算義務を免除されることはない。
2. 清算義務の履行を怠ったために、会社の債権者に損失をもたらした場合、会社の債務に対し連帯して弁済責任を負わなければならない。

事案の概要：

1. 原告である上海存亮貿易有限公司（「存亮公司」という）は被告である常州拓恒機械設備有限公司（「拓恒公司」という）に鋼材を供給したが、拓恒公司は代金 1395228.6 元が未払いであった。
2. 年度検査を受けなかったため、拓恒公司は工商部門によって営業許可証を取上げられてしまったが、本案件の審理の際においても尚清算していなかった。
3. 被告の房恒福、蒋志東、王衛明は、拓恒公司の株主であり、出資に占める比率はそれぞれ40%、30%、30%である。蒋志東と王衛明は、拓恒公司の経営管理には実際には参与しておらず、且つ拓恒公司は実際には大株主である房恒福により支配されているため、二人は同社を清算することができず、かつて二人は拓恒公司の清算を弁護士に託したこともあるが、やむをえない事情により清算手続きを進めることができず、二人には清算義務の履行を怠ったという状況は存在していないなどと主張した。

裁判所の裁判：

1. 裁判所は、審理の後、次のように判定した。存亮公司が約定に従い商品を供給した後、拓恒公司が約定どおりに代金を支払わなかったのだから、相応の支払い責任および違約責任を負わなければならない。
2. 房恒福、蒋志東、王衛明は、拓恒公司の株主であり、拓恒公司が営業許可証を取上げられた後は、遅滞なくこれを清算しなければならない。三人が清算義務の履行を怠ったことにより、拓恒公司の主な財産、帳簿などがいずれも滅失し、清算を行うことができなくなっているが、三人は、拓恒公司の債務について連帯して弁済責任を負わなければならない。
3. 拓恒公司は有限責任会社であり、その全部の株主が法律上併せて会社の清算義務人となる。蒋志東、王衛明による持分が拓恒公司の出資にどれだけ占めていたか、また拓恒公司の経営管理に実際に参与していたかなどに係らず、二人は、拓恒公司が営業許可証を取上げられた後においても、法で定める期限内に法により拓恒公司を清算させる義務がある。
4. したがって、裁判所は、拓恒公司が存亮公司に

対し代金1395228.6元および相応の違約金を支払うよう、そして、房恒福、蒋志東、王衛明が拓恒公司の上記債務に対して連帯して弁済責任を負うよう命じる判決を下した。

法令リンク先：
「中華人民共和国公司法」第20条、第184条

（最高人民法院の「第三回指導性判例の発布に関する通知」より抜粋。里兆法律事務所が作成）

 ・ All rights reserved.